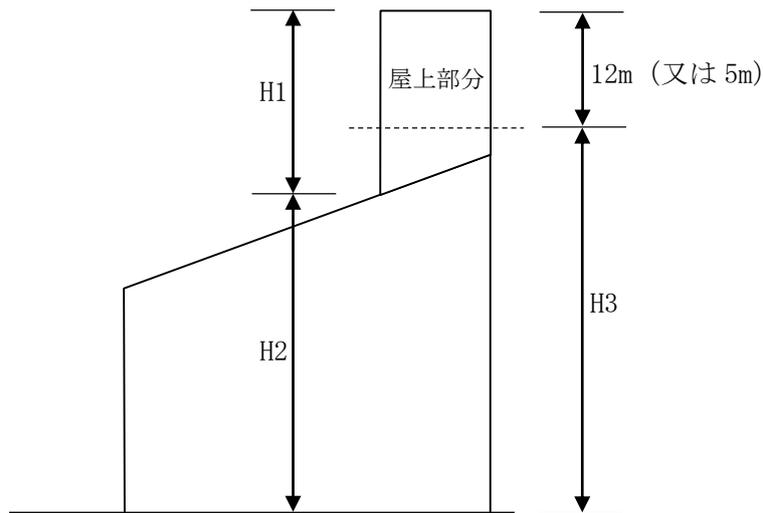


雑 則	面積、高さ及び階数の算定
	法第92条、令第2条第1項第六号ロ

屋上部分の高さが12m（又は5m）を超えた場合

建築面積の8分の1以内の屋上部分の高さが12m（法第55条第1項などの場合は5m）を超える場合は、当該部分の高さから12m（又は5m）を減じた数値をその部分の高さとする。

なお、傾斜屋根に設置される屋上部分の高さは、原則としてその最下端から算定する。



屋上部分の高さ = $H1 > 12\text{m}$ （又は 5m ）の場合

建築物の高さに算入される屋上部分の高さ = $(H1 - 12\text{m}$ （又は 5m ））

建築物の高さ = $H3 = (H1 - 12\text{m}$ （又は 5m ）） + $H2$

技術的助言等	
参考資料等	